

(資料 1 - 1)

アレルギーを含む食品に関する表示のうち、
特定原材料に準ずるものの対象の考え方について (案)

アレルギーを含む食品に関する表示のうち、特定原材料に準ずるものの対象の考え方について（案）

令和 5 年 6 月

消費者庁食品表示企画課

1. 制度概要と課題

(1) 特定原材料

食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い食品については、「食品表示法」（平成 25 年 6 月 28 日法律第 70 号）に基づく「食品表示基準」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府令第 10 号。以下「食品表示基準」という。）において「特定原材料」として規定され、これらを含む加工食品については、食品表示基準の定めるところにより当該特定原材料を含む旨を表示しなければならないこととされており、これに従った表示がされていない食品の販売をした食品関連事業者等は、対消費者のみならず、事業者間の販売であっても罰則の適用の対象となる。

特定原材料とすべき食品については、概ね 3 年ごとに臨床医等を対象として実施している「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する実態調査」（以下「全国実態調査」という。）の結果等を踏まえ指定することとしているが、罰則の適用を伴う表示義務を課す場合には、その表示の適正性を確保するため、当局として監視可能性を確保できていることが必要となることから、特定原材料の指定に当たっては、公定検査法が確立されていることを前提としている。

令和 5 年 4 月時点で、特定原材料は 8 品目が指定されている（このうち、令和 5 年 3 月に改正された食品表示基準において特定原材料とされた「くるみ」については、罰則の適用については、令和 7 年 3 月末まで経過措置が設けられている。）。

(2) 特定原材料に準ずるもの

他方、食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、

特定原材料に比べると症例数等が少ないものについては、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知。以下「次長通知」という。）により「特定原材料に準ずるもの」と規定し、この食品を原材料として含む加工食品について、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう食品関連事業者等に推奨している。

「特定原材料に準ずるもの」の表示については、罰則の適用の対象ではないものの、一定の食品関連事業者等が対応するなど任意の取組として定着している。

「特定原材料に準ずるもの」は、令和 5 年 4 月現在、20 品目を対象としているが、「症例数、重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられる」との趣旨を踏まえると、対象とし続ける必要性が薄れていると考えられる品目がある一方、食品関連事業者等の任意の取組として対象品目に追加すべき品目もあると考えられる。

このため、「特定原材料に準ずるもの」について、全国実態調査の結果を踏まえて、食品関連事業者等の任意の取組を推奨する品目をできるだけ機動的に対象とする一方で、存置する必要性のない品目は削除するという追加・削除の考え方を整理し、食品関連事業者等及び消費者双方にとって予見性の高い仕組みにしていく必要がある。

2. 対象品目の追加・削除の基本的な考え方

消費者庁における全国実態調査において、即時型症例を呈する品目数は、過去 4 回いずれも 100 を超え※、令和 3 年度では 124 品目あり、表示する必要性が必ずしも高くない品目を表示することは、表示する必要性が高い品目の消費者への伝達効果が損なわれてしまうことが懸念される。※平成 24 年：134、平成 27 年：113、平成 30 年：114、令和 3 年：124

義務表示事項である特定原材料については、全国実態調査における①症例数や症例数に占める割合、②症状の重篤度や③症例数増加の継続性等を勘案して、表示する必要性の高いものを指定することとしているが、その表示の適正性を確保するため、当局として監視可能性を確保できていることが必要となることから、対象とする際には公定検査法の確立の目途が立っている必要がある。

公定検査法の確立までには一定の期間を要することから、全国実態調査を踏まえれば、任意の表示ルールであっても、表示対象にする必要がある品目においては、できるだけ機動的に表示対象とすることが望ましい。

他方、

- ・「特定原材料に準ずるもの」は、将来的に特定原材料に移行する可能性が高い品目に限定し、食品関連事業者等による対応の予見性を高めるとの観点から対象品目を選定することが適当であること、
- ・表示の必要性が必ずしも高くなく、特定原材料に移行する可能性のない品目を存置すると、表示対象品目数が累積し、消費者に対する訴求力をかえって減退させるおそれがあること、
- ・徒に対象品目を増やすことによって、食品関連事業者等の対応が困難となり任意の表示ルールの実効性が減退するおそれがあること

から、全国実態調査の結果を踏まえ、必要性が薄れてきた品目は対象から削除することとする。その際、これまで表示対象としてきた効果によりアレルギー患者等が当該食品の消費を忌避し、症例数が抑えられている可能性があることも考慮し、削除に当たっては、追加する場合よりもより慎重に行うこととする。

① 対象品目として追加する際の考慮事項

以下のいずれかに該当する品目を追加対象品目の候補とする。

- イ 直近2回の全国実態調査の結果において、即時型症例数で上位20品目に入っているもの。
- ロ 直近2回の全国実態調査の結果において、ショック症例数で上位10品目に入っており、重篤度等の観点から別途検討が必要なものの。

② 対象品目から削除する際の考慮事項

以下のいずれにも該当する品目を削除対象品目の候補とする。

- イ 直近4回の全国実態調査の結果において、即時型症例数で上位20品目に入っていないもの。
- ロ 直近4回の全国実態調査の調査結果において、ショック症例数

が極めて少数であること。

③ 表示対象品目数の総数の目安

「特定原材料」及び「特定原材料に準ずるもの」の対象品目は、これまでの全国実態調査の結果において上位 20 品目以内に入る品目となっており、これら品目による症例数は症例数全体の概ね 9 割以上をカバーしていることから、「特定原材料に準ずるもの」の対象品目数は、特定原材料の対象品目数と併せて現行の 28 品目数を目安とする。

＜参考＞令和 3 年度全国実態調査の調査結果における参考値

- ・ 上位 20 品目の全症例数に占める割合：93.8%
- ・ 対象品目 28 品目の全症例数に占める割合：93.4%

以上



特定原材料に準ずるものへの追加候補品目(一覧表)



即時型症例数の推移

(単位: 順位)

報告年度	※義務でも推奨でもない品目で4症例以上の品目について順位を記載																																
即時型	マカダミアナッツ	ビスターオ	ペカンナッツ	ヘーゼルナッツ	ホタテ	たらこ	トマト	大葉	メロン	ココナッツ	サクランボ	タコ	コメ	アサリ	パイナップル	タラ	アカウオ	アジ	ハチミツ	マグロ	タケノコ	ブドウ	ブリ	もやし	アボカド	カカオ	スイカ	いちご	牡蠣	カツオ	シシヤモ	ビワ	マンゴー
H30	18	33	—	27	33	22	29	22	33	37	22	—	37	37	37	—	—	37	—	29	—	—	32	—	—	26	27	37	37	37	37	37	
R3	13	20	23	25	26	28	28	30	31	31	35	35	35	38	38	38	38	38	43	43	43	43	43	43	43	—	—	—	—	—	—	—	

直近2回で20位以内の場合、
「マカダミアナッツ」のみに絞られる

ショック症例数の推移

(単位: 順位)

報告年度																																	
ショック症例	マカダミアナッツ	ビスタチオ	ペカンナッツ	ヘーゼルナッツ	ホタテ	たらこ	トマト	大葉	メロン	ココナッツ	サクランボ	タコ	コメ	アサリ	パイナップル	タラ	アカウオ	アジ	ハチマツ	マグロ	タケノコ	ブドウ	ブリ	もやし	アボカド	カカオ	スイカ	いちご	牡蠣	カツオ	シシヤモ	ビワ	マンゴー
	H30	13	19	—	19	—	—	13	19	13	19	19	19	—	—	—	—	19	—	13	—	—	13	—	—	12	—	—	—	—	19	—	—
	R3	15	13	18	—	18	27	21	27	—	—	—	—	21	—	—	—	—	—	21	27	—	—	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—



特定原材料に準ずるものからの削除候補品目（一覧表）



即時型症例数の推移

（単位：順位）

報告年度	特定原材料								特定原材料に準ずるもの																			
即時型	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	そば	くるみ	かに	イクラ	カシューナッツ	キウイフルーツ	大豆	ヤマモモ/ナガイモ	アーモンド	ごま	バナナ	イカ	りんご	もも	さば	さけ	鶏肉	オレンジ	牛肉	豚肉	アワビ	ゼラチン	まつたけ
H24	1	2	3	4	6	7	9	13	5	14	8	10	11	－	16	11	18	21	15	17	18	20	－	－	－	－	－	－
H27	1	2	3	4	6	9	8	13	5	11	7	10	14	20	17	12	21	16	15	17	19	29	44	57	44	－	－	－
H30	1	2	3	5	7	8	4	17	6	9	11	10	15	16	13	12	20	21	14	22	19	49	33	49	53	37	－	－
R3	1	2	3	5	8	11	4	14	6	7	9	10	15	15	17	18	21	22	24	27	31	43	51	51	54	57	57	－

20位に入っていない品目に着色

ショック症例数の推移

即時症例数で20位以内に入っておらず
ショック症例数できわめて少数である
「まつたけ」のみに絞られる

報告年度	特定原材料								特定原材料に準ずるもの																			
ショック症例	鶏卵	牛乳	小麦	落花生	エビ	そば	くるみ	かに	イクラ	カシューナッツ	キウイフルーツ	大豆	ヤマモモ/ナガイモ	アーモンド	ごま	バナナ	イカ	りんご	もも	さば	さけ	鶏肉	オレンジ	牛肉	豚肉	アワビ	ゼラチン	まつたけ
H24	77	66	64	20	14	11	4	2	12	5	2	2	0	0	1	5	2	2	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
H27	136	124	94	27	15	6	7	5	9	10	7	4	3	4	1	3	1	1	3	3	0	1	1	1	2	0	1	0
H30	125	118	87	38	18	14	42	1	12	15	8	5	0	1	0	2	1	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1	0
R3	156	144	98	46	13	8	58	2	20	30	7	8	4	7	4	2	0	1	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0

症例数が0件の品目に着色

（単位：症例数）

(資料 1 - 2)

資料 1 - 1 に係る補足説明資料



○対象品目として**追加**する際の考慮事項

- **直近2回**の全国実態調査の結果において、**即時型症例数で上位20品目**に入っているもの。
- **直近2回**の全国実態調査の結果において、**ショック症例数で上位10品目**に入っており、重篤度等の観点から**別途検討**が必要なもの。

○対象品目から**削除**する際の考慮事項

- **直近4回**の全国実態調査の結果において、**即時型症例数で上位20品目**に入っていないもの。
- **直近4回**の全国実態調査の調査結果において、**ショック症例数が極めて少数**であること。

○(参考)基本的な考え方

- 「特定原材料に準じたもの」は、将来的に特定原材料に移行する可能性が高い品目に限定し、食品関連事業者等による対応の予見性を高めるとの観点から対象品目を選定することが適当である
- 表示の必要性が必ずしも高くなく、特定原材料に移行する可能性のない品目を存置すると、表示対象品目数が累積し、消費者に対する訴求力をかえって減退させるおそれがある
- 徒に対象品目を増やすことによって、食品関連事業者等の対応が困難となり任意の表示ルールの実効性が減退するおそれがある



- 全国実態調査の結果を踏まえ、必要性が薄れてきた品目は対象から削除する
- 削除に当たっては、追加する場合よりもより慎重に行う



全国実態調査結果におけるマカダミアナッツの動向



消費者庁

○即時型症例数の推移

食物アレルギーによる即時型症例・ショック症例数の推移

※消費者庁において、過去の全国実態調査より作成

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																			
平成24年度 解析対象2,954 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	ソバ (7)	キウイ (8)	くるみ (9)	大豆 (10)	バナナ (11)	ヤマイモ (11)	カニ (13)	カシューナッツ (14)	モモ (14)	ゴマ (16)	サバ (17)	サケ (18)	イカ (18)	鶏肉 (20)
	1153	645	347	151	104	80	65	41	40	28	24	24	19	18	13	12	11	10	10	7
	39.0	21.8	11.7	5.1	3.5	2.7	2.2	1.4	1.4	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2
平成27年度 解析対象4,844 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	イクラ (5)	エビ (6)	キウイ (7)	くるみ (8)	ソバ (9)	大豆 (10)	カシューナッツ (11)	バナナ (12)	カニ (13)	ヤマイモ (14)	モモ (15)	リンゴ (16)	サバ (17)	ゴマ (17)	サケ (19)	アーモンド (20)
	1626	1034	581	260	180	134	95	74	71	55	50	37	35	33	27	25	19	19	15	14
	35.0	22.3	12.5	5.6	3.9	2.9	2.0	1.6	1.5	1.2	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
平成30年度 解析対象4,851 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	エビ (7)	ソバ (8)	カシューナッツ (9)	大豆 (10)	キウイフルーツ (11)	バナナ (12)	ゴマ (13)	モモ (14)	ヤマイモ (15)	アーモンド (16)	カニ (17)	マカダミアナッツ (18)	サケ (19)	イカ (20)
	1681	1067	512	251	247	184	121	85	82	80	77	38	28	24	22	21	20	15	14	13
	34.7	22.0	10.6	5.2	5.1	3.8	2.5	1.8	1.7	1.6	1.6	0.8	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
令和3年度 解析対象6,080 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	イクラ (6)	カシューナッツ (7)	エビ (8)	キウイフルーツ (9)	大豆 (10)	ソバ (11)	ヤマモモ /ナガイチ (12)	マカダミアナッツ (13)	カニ (14)	アーモンド (15)	木の実類※ (15)	ゴマ (17)	バナナ (18)	魚類 (19)	ビスタチオ (20)
	2028	1131	533	463	370	300	174	152	87	79	69	48	45	42	34	34	33	29	28	22
	33.4	18.6	8.8	7.6	6.1	4.9	2.9	2.5	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4

○ショック症例数の推移

年度	上段：原因食物(症例数の順位)、中段：件数、下段：調査年における割合																		
平成24 年度 解析対象2,954 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	イクラ (6)	ソバ (7)	バナナ (8)	カシューナッツ (8)	くるみ (10)	カニ (11)	大豆 (11)	キウイ (11)	リンゴ (11)	コメ (11)	サバ (11)	イカ (11)	15品目 (18)	
	77	66	64	20	14	12	11	5	5	4	2	2	2	2	2	2	2	1	
	25.1	21.5	20.8	6.5	4.6	3.9	3.6	1.6	1.6	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	
平成27 年度 解析対象4,844 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	落花生 (4)	エビ (5)	カシューナッツ (6)	イクラ (7)	キウイ (8)	くるみ (8)	ソバ (10)	カニ (11)	大豆 (12)	アーモンド (12)	サバ (14)	バナナ (14)	モモ (14)	ヤマイモ (14)	豚肉 (18)	27品目 (19)
	136	124	94	27	15	10	9	7	7	6	5	4	4	3	3	3	3	2	1
	27.8	25.4	19.2	5.5	3.1	2.0	1.8	1.4	1.4	1.2	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.6	0.6	0.4	0.2
平成30 年度 解析対象4,851 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	エビ (6)	カシューナッツ (7)	そば (8)	イクラ (9)	キウイフルーツ (10)	大豆 (11)	カカオ (12)	バナナ (13)	オオムギ (13)	ココナッツ (13)	ブリ (13)	マカダミアナッツ (13)	マグロ (13)	アーモンドを含む27品目 (19)
	125	118	87	42	38	18	15	14	12	8	5	3	2	2	2	2	2	2	1
	23.9	22.5	16.6	8.0	7.3	3.4	2.9	2.7	2.3	1.5	1.0	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2
令和3 年度 解析対象6,080 件	鶏卵 (1)	牛乳 (2)	小麦 (3)	くるみ (4)	落花生 (5)	カシューナッツ (6)	イクラ (7)	エビ (8)	ソバ (9)	大豆 (9)	キウイフルーツ (11)	アーモンド (11)	ビスタチオ (13)	木の実類※ (13)	マカダミアナッツ (15)	ヤマモモ (16)	ゴマ (16)	ペカンナッツ (18)	ホタテ (18)
	156	144	98	58	46	30	20	13	8	8	7	7	6	6	5	4	4	3	3
	23.6	21.8	14.8	8.8	7.0	4.5	3.0	2.0	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6	0.6	0.5	0.5

※木の実類の分類は不明



諸外国におけるマカダミアナッツの指定状況

諸外国では、表示対象を「木の実類」等の広範囲で指定しているケースも存在。
しかし、患者の食品選択の可能性を過度に制限しないとの観点からは、できるだけ個別の品目で指定することが適当。

国	指定	品目名 で指定	「木の実類」 で指定	「木の実類（○○、 △△、…）」 で指定
日本	アーモンド、くるみ、カシューナッツ	○		
CODEX	木の実類 ※範囲は明確ではない コーデックス食品表示部会からの要請に応じ、専門家会議では以下について助言をしている (2021年5月10日公表)。 ・「木の実類」の範囲を明記（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、 ピスタチオ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ）		○	
米国	木の実類(アーモンド、ペカン、くるみ等) ※FDAによる業界向けガイダンスにおいては、木の実類とみなされるものとして、アーモンド、ピーチナッツ、 ブラジルナッツ、パターナッツ、カシューナッツ、クリ（中国種、アメリカ種、ヨーロッパ種、セガン種）、チ ンカピンギリ、ココナッツ、ヘーゼルナッツ、ギンナン、ヒッコリーナッツ、ライチナッツ、 <u>マカダミアナツ</u> <u>ツ</u> 、ペカンナッツが挙げられている。			○
EU	木の実類（アーモンド、カシューナッツ、クイーンズランド ナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナツ ツ、ペカンナッツ、 <u>マカダミアナッツ</u> ）			○
スイス	木の実類（アーモンド、カシューナッツ、クイーンズランド ナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナツ ツ、ペカンナッツ、 <u>マカダミアナッツ</u> ）			○
オーストラリア・ ニュージーランド	木の実（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、 ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、 <u>マカデミア</u> <u>ナッツ</u> 、松の実）			○
カナダ	アーモンド、カシューナッツ、くるみ、ピスタチオ、ブラジル ナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、 <u>マカデミアナッツ</u> 、 松の実	○		
韓国	くるみ、松の実	○		
中国	木の実類 ※範囲は明確ではない		○	



河野大臣記者会見(令和5年3月14日)

- (問) 「マカデミアナッツ」「ピスタチオ」も発症件数は義務表示のある「えび」「かに」よりも多くて、アナフィラキシー発症数は「かに」よりも多いんですけれども、**推奨表示になっておりません**。それから「まつたけ」というのは2011年以降、一例の発症例の報告もないのですが、これが推奨表示のままになっていて、事業者の方に負担をかけながら、本当にアレルギー患者のための表示をしていただいているのかというところには疑問があります。
- (答) ナッツ類、色々なものがありますが、さっき申し上げたように、この検査法の確立に取り組むことができる人材に限られているということがあります。これはアメリカだと「木の実」とか「ナッツ」でひとくくりに行っているのですが、**日本は1種類ずつ表示をしようということで、より消費者に選択の幅を持ってもらおうということでやっております**ので、とにかく限られた人材ではありますが、頑張ってください、検査法をしっかりと速やかに確立をしていただきたいと思います。

消費者委員会食品表示部会(令和4年12月7日)

- 菅委員 6月にも議論がありましたように、くるみ以外の木の実類についても、今後、義務表示に移行させる必要性が高まることが予測されるのではないかと。我が国ではひとくくりにしなくて、個別に義務化するかを考えていくやり方を今後も採ることにするのだとしても、**カシューナッツは早晩義務化を要するという議論が必要になるのではないかと**か、あるいは**マカダミアナッツなどは推奨表示に含めなくていいのだろうかとか、…(略)**



消費者庁事業により、マカダミアナッツを使用した加工食品に関する実態調査を令和5年5月30日から同年8月31日の間で行う。

目的: 表示対象品目ではない「マカダミアナッツ」に関して、事業者による加工食品に対する使用実態について調査を実施

調査項目: 商品分類、販売開始時期、品種及び産地、形状、表示状況等





まつたけの特定原材料に準ずるものからの削除に係る発言等

食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議(令和3年12月22日)

- 丸井座長 推奨品目の中から落としてもよいのではないかと、まつたけを代表としてそういう品目もその先にあるということを考えると、こうやって1年、2年と間を置いて実施※するその間に先生方の御意見をきちんと反映できるような、あるいはそれによって実際に消費者が納得できるような、そのような案を議論していくというのは非常に生産的ですし、これからのためになるなと思います。
- ※特定原材料への品目の追加

消費者委員会品表示部会(令和元年7月5日)

- 今村委員 今、増やしてばかりなのですけれども、減らすということも考えてはどうか。自分の経験の中で言うと、マツタケなどは特徴的な食べ物なので、入ってしまった経緯があるように思いますので、そういったものを将来的には増やしていくだけではなくて、落としていくということが必要かなと。
- 渡邊委員 報告書※の中にはマツタケをそろそろ検討したらどうかというのも一番最後の考察のところに入っているのです。マツタケの症例報告はないということで、ただ、これも実際難しくて、例えば卵を食べる頻度とマツタケを食べる頻度を比べたら全然違いますので、それを一律に扱っていいかどうかも含めて、マツタケを減らすのであれば、どのようにしたらいいかということも検討していただけたらいいなと思っております。
- ※平成30年度 食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告書(独立行政法人国立病院機構相模原病院)
- 小松委員 先ほどから増やすばかりではなくて減らす方向もということなのですけれども、(略)例えばマツタケとかだと、マツタケの名前が消えてしまうような添加物や加工食品というのは知る限りないので、アレルギー表示としてではなくて原料表示でいいとか、減らすようなこともぜひ御検討いただければと思います。

消費者委員会食品表示部会(令和4年12月7日)

- 渡邊委員 今後、こういうふうに追加する基準とかですね、どういう状況になったら追加していくかとかいうような基準みたいなものがあるのかどうか、もしそういうことが検討されているのであれば教えて頂きたいというふうに思います。原材料が、非常に加工度がすごく高くなった形で入るようなものについて、判断基準を分けるべきじゃないかなと思っております。
- ➡(今村委員)いくらとまつたけは、これはわざわざ奨励にしないでいいのではないかと当時から議論があって、ただ、この2つは後の調査で違う経路を経ていましてですね、いくらとはだんだん上位に上って行って、まつたけは消えていったという経緯があって、そういう経緯があってまつたけはもういいんじゃないかという話があるんですが、なかなか難しい問題だと思っております。ただ、まつたけについては今でも私は外したほうがいいんじゃないかと思っていまして意見として述べます。